

議 事 録

令和7年度四万十町農業委員会6月総会

日 時 令和7年6月26日(木)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 多目的大ホール

日 程

- 第1 指定第5号 会期の決定について
- 第2 指定第6号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第8号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- 第4 報告第9号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 第5 報告第10号 非農地証明事務処理報告
- 第6 議案第7号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第7 議案第8号 四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について
- 第8 議案第9号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について
- 第9 その他

[出席委員]

- | | | | | |
|------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 山部 洋平 | 2. 今井 満隆 | 3. 谷脇 誠郎 | 4. 小野 重明 | 5. 佐竹 孝太 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 小野川 隆彦 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 中原 英昭 |
| 16. 宮脇 眞弓 | 17. 西川 香代美 | 18. 吉田 健夫 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 掛水 誠幸 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 吉良 寛一 | 26. 甲把 雄 | 27. 廣田 智之 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 誠二 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸 | 39. 梶原 美智 |

[欠席委員]

なし

[事務局]

小嶋 二夫・杉本 孝成・森光 愛・楨尾 拓生・山川 美恵

会長

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今日は見渡してもらったら分かりますが、今日全委員さんが出席になっております。季節の方も6月の後半ということで、梅雨というか、長雨というか1回この間あって、その後すごい梅雨が明けたんじゃないかなっていうくらい暑いなという感じになって、そうしましたらまた雨が降りまして、明日からまた天気がすごく良くなり、めっちゃ暑くなるということを聞いておりますので、雨の後の暑さ、湿気もありますし、この暑さに熱中症とか色々、また農作物についても日焼けしたりとか、そういった部分もありますので、そっちの方も気をつけていただいて、水分をしっかり取っていただいて、体調には気を付けていただきたいと思います。

それと今、世の中ではお米の問題が大変にぎわっておりますが、どんどん高くなって4,000円になり、しまいには5,000円を超すというところまで来ておまして、政府の備蓄米が放出になって、それでも安くならないという状況でその後、大臣が小泉農林水産大臣が変わって、一気に随意契約の形で米の値段が下がりました。2,000円前後で古古古米が2,000円前後で売っておるような状況まで来ておりますが、我々生産者にとってはこういう安値が定着して、7年産米が安く売られるんじゃないか、買われるんじゃないかという心配も出ております。しかし、消費者にとっては、安いと食べやすいという状況もありますので、我々、生産者にとってはあまり下がりすぎますと経費の方が上がっていますのでなるべく高く、消費者にとってはなるべく安く。両方のええ感じのところをとっていただいて、政府には助成するなりとか、いろんな流通の取り組みの中で、色々いい方法を考えていただいて、お互いが納得いくような形で政策、色々と考えていただければなというふうに思っております。もうそろそろ興津とか志和地区なんかも早いですので、早稲が刈取り始めます。8月になったら取れると思っておりますので、そこら辺も含めて、また本格的なこの秋に向けて、どういう風に見守っていくのか、動向を見守っていきたいと考えております。

それと先月も言いましたが、この7月に入りましたら4、5日と九州の熊本和水町に視察研修に行ってきます。今日さっき聞いたんですが、和水町が四万十町の方に今日は用事があって寄っておったそうです。移住の関係で来ておったということで、私もパンフレットをいただきました。色々農業委員会的な動きのことにつきましては、遊休農地の解消につながるようなこともやっておると。この間役員会で勉強をしましたが、珍しい活動もしておるといってございまして。また、最適化活動も含めどういう活動しているのか、自分らはこんなことやっているとか、色々情報交換をしまいたいと思っております。今回普段より多くて、参加人数が事務局を合わせて26人ということになっております。初の九州ですので、職員、委員さんの交流も深めてまいりたいと考えております。それでは今から6月総会始めますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

議長

ただ今から、令和7年度四万十町農業委員会6月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。今回の発声は、議席番号2番今井満隆委員にお願いします。それではご起立をお願いします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

2番 ～ 四万十町農業委員会憲章の朗読 ～

委員 ～ 朗読 ～

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員19名、推進委員20名となっており、全委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。それでは議事に移ります。

 日程第1、指定第5号「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。令和7年度四万十町農業委員会6月総会の会期は、令和7年6月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

議長 次に、日程第2、指定第6号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に4番小野重明委員と25番吉良寛一委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 日程第3、報告第8号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第8号、農地法第18条の規定による合意解約通知についてご説明します。
 今月は西部地域の1件です。番号1番、広瀬字イノクボ881番、地目、田、面積879㎡。外2筆あり計3筆。合計面積2,244㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和7年5月30日です。報告は以上です。

議長 報告第8号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第8号は終わります。

議長 続いて、日程第4、報告第9号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第9号「農地法第3条の3の規定による届け出について」をご説明します。

議案書は4ページからです。件数につきましては窪川地域の2件です。なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、影野字寺ノ前928番、地目、田、面積4,313㎡、外10筆あり、合計11筆、面積、計7,706㎡です。届出日、令和7年6月9日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。

番号2番、土地の所在地、藤ノ川字飛田84番、地目、田、面積274㎡、外10筆あり、合計11筆、面積、計13,874.78㎡です。届出日、令和7年5月16日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。説明は以上です。

議長

報告第9号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが、何かありませんか。特になければ、報告第9号は終わります。

議長

続いて、日程第5、報告第10号「非農地証明事務処理報告」についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第10号、四万十町非農地証明書発行事務、取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規程、第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書6ページをご覧ください。

今月は窪川地域から1件、西部地域から2件となっております。

番号1番、添付資料は1ページ、現況写真は2ページです。七里字鶴野乙17番1、地目、畑、面積119㎡です。申請地は30年ほど前から耕作放棄地となり、現在に至っております。令和7年6月4日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め、非農地証明を発行しております。窪川地域からは以上です。

続いて、西部地域です。番号2、土地の所在地、打井川字扇子ダバ786番1、地目、畑、面積652㎡。外6筆あり計7筆。合計面積1,549㎡です。申請地は、786番1は、30年以上前から宅地となっており、786番5は、30年以上前から道路の法面となっており現在に至ります。その外5筆も30年以上前から不耕作で現在は山林となっております。令和7年5月15日、担当委員と現地確認し786番1、786番5は、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第4、証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地と認め、その外5筆については、証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め、非農地証明を発行しております。

続いて、番号3、土地の所在地、小野字曾我の森387番34、地目、畑、面積283㎡。外1筆あり計2筆。合計面積376㎡です。申請地は両筆とも平成元年頃より不耕作で現在は原野となっております。令和7年6月4日、担当委員と現地確認し、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第4、証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め、非農地証明を発行しております。報告は以上です。

議長

報告第10号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが、何かありませんか。特になければ、報告第10号は終わります。

議長 続いて、日程第6、議案第7号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を説明します。議案書は7ページからです。申請地の位置は添付資料の9ページからになります。件数につきましては窪川地域の1件です。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、仁井田字松ノ本911番1、地目、畑、面積173㎡。外1筆あり、合計2筆、面積、計274㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は相手方の要望です。申請地では、野菜と果樹を栽培する計画となっています。以上、この議案につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

議長 議案第7号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番について、29番石田芳秋委員。

29番 この6月22日に譲受人に確認をいたしました。同じ日に譲渡人に電話で確認いたしました。現況は、松ノ本911番1はもうすでに綺麗に整地されて、一部はもう野菜が植わっております。それから岩ノ本1192番8はこれですが、これはまだ面談に行った日には、まだ竹が生えたような状態でしたが昨日確認したところ、もうすでに綺麗に竹を刈って耕作はできるような作業をされておりました。この松ノ本の方には野菜を栽培して、この岩ノ本の方には柿かなんか果樹を植えるようなことでした。譲受人の方は、ほとんど毎日農作業に従事しているということです。

それから取得する農地の周辺には、小さい畑が隣接していますが、あとは農地に隣接していませんので他に影響することはないと思われまます。譲渡人は町外に在住しているため、こっちの農地を管理することは出来んということで、譲受人の方に話をして売買に至ったということです。以上の確認の結果、番号1についてはなんら問題ないと判断いたします。

議長 議案第7号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請の処

分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7、議案第8号「四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題とします。

議案第8号、番号14番は、議席番号9番山本道雄委員が、番号15番から17番は、私が四万十農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、まず番号1番から13番の審議、採決を行い、その後に山本道雄委員に退席していただき、番号14番の審議、採決を行います。さらにその後、私が議長を交代して退席し、番号15番から番号17番の審議、採決を行います。それでは事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」説明します。議案書は8ページです。添付資料は11ページからご覧ください。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第3項の規定により、四万十町長から諮問がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。

件数につきましては窪川地域の17件です。

権利の設定を受ける者、権利を設定する者の氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、大井野字屋敷割650番1、地目、田、面積、1,012㎡、外2筆あり、合計3筆、面積、計5,848㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年8月3日から令和12年8月2日の5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号2番、土地の所在地、東川角字北才能甲1296番、地目、田、面積、3,083㎡、外11筆あり、合計12筆、面積、計8,606.14㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年7月18日から令和17年7月17日の10年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号3番、土地の所在地西川角字常楽坊946番、地目、田、面積、1,995㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年7月18日から令和17年7月17日の10年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は貸借権の設定です。

番号4番、土地の所在地、若井川字奈路646番、地目、田、面積、490㎡、外2筆あり、合計3筆、面積、計2,680㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年8月3日から令和12年8月2日の5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号5番、土地の所在地、南川口字宮ノワキ904番4、地目、田、面積、1,024㎡、外2筆あり、合計3筆、面積、計6,126㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年8月3日から令和12年8月2日の5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号6番、土地の所在地、奥呉地字平野屋敷913番、地目、田、面積、3,034㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年7月18日から令和11年7月31日の4年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号7番、土地の所在地、奥呉地字平野屋敷914番1、地目、田、面積、534㎡、外

1筆あり、合計2筆、面積 計2,356㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年7月18日から令和11年7月31日の4年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号8番、土地の所在地、仁井田字柳ノ本1897番、地目、田、面積、5,724㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計8,386㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年8月3日から令和12年8月2日の5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号9番、土地の所在地、道徳字セキノ上42番4、地目、田、面積、1,716㎡、外3筆あり、合計4筆、面積、計5,918㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年8月3日から令和10年8月2日の3年です。作物は、水稻と野菜を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号10番、土地の所在地、平野字古門1513番、地目、田、面積、2,070㎡、外3筆あり、合計4筆、面積、計5,390㎡です。設定は1513番が更新で、そのほかの筆が新規になります。期間は令和7年8月3日から令和12年8月2日の5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号11番、土地の所在地、土居字コクウゾヲ43番1、地目、田、面積、2,484㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年8月3日から令和12年8月2日の5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号12番、土地の所在地、土居字カイド川口2番、地目、田、面積、1,761㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年8月3日から令和12年8月2日の5年です。作物は、生姜を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号13番、土地の所在地、奈路字扎建1187番、地目、田、面積、1,166㎡、外4筆あり、合計5筆、面積、計6,531㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年7月18日から令和9年2月28日の1年7か月です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。説明は以上になります。

議長 議案第8号番号1番から13番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番、21番岡村博品委員。

21番 25日に現地確認と借受人に電話で確認をしました。貸出人は県外に居住されており、去年まで貸出人の親類の方が耕作をしていましたが、高齢のために耕作面積を減らすようにしたため、借受人が耕作するようになったそうです。

借受人は認定農業者ではありませんが、地域の担い手として、またこの地区でも水稻を栽培している方で、周辺農地に悪影響を与えることもなく、農地周辺も綺麗に整備されています。内容も促進計画案の通り問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号2番、3番を一括でお願いします。22番掛水誠幸委員。

22番 権利を設定する者と権利の設定を受ける者と、両者から6月21日に調査を行ってまいりました。米については約4町5反。本人が暇な時には生姜のアルバイトもしているということで、本当に有能な若者であります。借受人は認定新規就農者であり今後の地

域の担い手となる重要な若者です。29 ページの資料では 360a とありますが、米は父親の分も含めて耕作する分も含めて 600a 余りあると聞いております。

それと本年より夏秋ピーマンの露地を 350 本植えているということで露地栽培については私の息子のところに研修に来ておりました。そんなことで 300 日以上農業に従事することも確認してまいりました。農地もすでに米、ピーマンが作付けされており、周辺農地への悪影響はないものと判断しました。

2 番については、この関係は祖母と孫との関係でございます。

3 番につきましては、今まで耕作していた人がですね、80 歳を超えたということで、その人自身が、だいぶ耕作面積を減らしたいということで、その隣にお父さんの所有している田んぼがあったということでそういうこと関係もありまして、借受人の方が耕作をするようになったということでございます。

添付資料の 21 ページをご覧ください。瓢箪型の田んぼになっておりますが、これ自体はちょうど真ん中の細くなったところに馬越しがありまして、現場で確認したところ 2 筆になっておりました。促進計画案のとおり間違いございませんので、よろしくお願い致します。以上です。

議長 続いて、番号 4 番について。23 番西内一隆委員。

23 番 番号 4 について、6 月 23 日に現地で借受人と確認しました。現況地目は三筆とも田で、借受人は生姜、ニラ、水稻を栽培する専業農家で、圃場もきちんと管理されており、問題ないと判断しました。以上です。

議長 続きまして、番号 5 番について。4 番小野重明委員。

4 番 5 番について説明します。この土地は平成 5 年の基盤整備以後 30 年以上この方が借りて作っておりまして、認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。今まで問題があったこともございませんので問題ないと判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、番号 6 番、7 番。28 番大西博之委員。

28 番 番号 6 番について、23 日に借受人に確認しました。認定農業者ではないですけども長年にわたり農業されていて、地域の担い手でもあります。計画案とおりに水稻を作付けしていますので、特に問題ないと思います。

続いて 7 番ですけども 24 日に借受人に確認をしました。地域の担い手というか女性一人なんですけども、この 6 番の方と共同作業しているような形で農業をやっています。計画案とおりに水稻を作付けされていますので特に問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、番号 8 番について。8 番宮崎恵美子委員。

8 番 番号 8 番について説明いたします。21 日に借受人のみ確認いたしました。農地の方は、21 日と 24 日の 2 日にかけて確認いたしました。両方ともすごく綺麗に管理されて

おりました。借受人は認定農業者でもあり、長年にわたり農業をされて経験豊富な地域の担い手でもあります。内容も促進計画案とおりで問題はないと思います。なお、貸出人の方は電話で確認を取りました。以上です。

議長 続きます、番号9番から13番なんですが、補足説明を9番と13番については、9番山本道雄委員に補足説明をしていただきまして、10番から12番を30番澤田憲男委員が補足説明をしてくれるようになっております。まずは番号9番と13番についてお願いします。9番山本道雄委員。

9番 9番、24日に借受人から伺ってきました。借受人は地域の重要な法人であり、またこの集落はもう今年からすべての農地をこの法人が作るようになっております。借地料についてはもう最大10a当たり8,000円からあと減点方式でしるいとか色々な面を考慮をしているそうです。それから現在はもうWCSが植わっております。特に問題はないと思います。

13番ですが、ここも借受人から伺いまして1187番地が水稲で他の残り4枚もその水稲の予定やったんですが、ため池の工事がまだ終わらないということで、大豆にするそうです。これから天気が続くと大豆に移行していくらしいです。周辺の農地にも影響はありませんので問題ないと思います。以上です。

議長 続きます、番号10番から12番までを30番澤田憲男委員お願いします。

30番 番号10番11、12番ということで、3件を1つに説明したいと思います。貸出人には確認をとり借受人には昨日現地の方確認をし、電話で内容を聞いてまいりました。現況は田と確認しました。借受人は地域の担い手であります。農作業についても年間180日以上は従事をしておるということで、内容も促進計画案とおりになります。3件とも新規ということで特に問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第8号番号1番から13番について質疑を許します。質疑はありませんか。22番掛水誠幸委員。

22番 わかればで構いませんが、8番ですが設定を受ける者は現在約何町米を作りゆうか聞いていますか。

8番 はっきりは分かりませんが、前は14、15町は作りよったんですが、今は分かりません。

議長 補足ですが、藤ノ川でも作ってました。数家の方でも作ってました。数年前に撤退して一昨年藤ノ川も撤退して、今近くの方にまとめておるといような情報も入っております。方々にわざわざ出かけて作ってくれて地域の農地を守っていただいておりますが、今は近くの方にまとまってだいがやっておるといような状況と聞いています。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第8号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号1番から13番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第8号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号1番から13番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号14番の審議を行いますので、9番山本道雄委員は退席をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 番号14番の説明を行います。議案書は12ページです。添付資料は76ページからご覧ください。

番号14番、土地の所在地、平野字下モ長野141番1、地目、田、面積、921㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計1,434㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年8月3日から令和12年8月2日の5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。説明は以上です

議長 議案第8号番号14番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。30番澤田憲男委員。

30番 番号14番について先週ですが、現地で立会し、借受人から確認を取って参りました。現況は田だと確認しております。借受人は、認定農業者であり、地域の担い手でもあります。農作業につきましては、年間200日以上は従事しております。内容も促進計画案とおりです。再設定であり特に問題はないと判断します。以上です。

議長 議案第8号番号14番について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第8号「四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」番号14番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第8号「四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」番号14番は、原案のとおり可決されました。9番山本道雄委員の除斥をとき、着席していただきます。山本道雄委員、番号14番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号15番から17番の審議を行いますので、議長を宮脇眞弓会長職務代理に交代して私は退席します。

議長代理 事務局の説明を求めます。

事務局 番号15番からの説明を行います。議案書は12ページです。添付資料は80ページからご覧ください。

番号15番、土地の所在地、八千数字仲ノ前908番、地目、田、面積、1,921㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計5,440㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年7月18日から令和17年2月28日の9年7か月です。作物は、WCSを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号16番、土地の所在地、藤ノ川字岡崎1292番、地目、田、面積、3,128㎡、外6筆あり、合計7筆、面積、計15,551㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年7月18日から令和17年2月28日の9年7か月です。作物は、WCSを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号17番、土地の所在地、藤ノ川字本田1158番、地目、田、面積、1,978㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年7月18日から令和17年2月28日の9年7か月です。作物は、WCSを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。説明は以上です。

議長代理 議案第8号、番号15番から17番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足をお願いします。31番武市敏男委員。

31番 番号15番、16番について、借受人から6月23日に確認をいたしました、現状は田であることを確認しております。借受人は長年にわたり農業されている地域を代表する担い手となっております。年間150日以上農作業に従事されており、草刈り水路掃除等綺麗にされている方です。また、内容も促進計画案のとおりで特に問題ないと判断しております。権利を設定する者と連絡をしたんですが、なかなか取れなかったんですけど、地域の方に聞いたら両方とも高齢のため、農業もできないという状態という話を聞いております。

17番につきまして、同じく6月23日に借受人また権利を設定する方から、お話を聞いております。現状は田であることを確認しております。作物につきましては、WCS、

15 番 16 番も同じく WCS をやるということを知っております。この田につきましてですけど、ご本人の方から水がなかなか取りにくいというところがありまして同地区の方々も移動エンジンポンプ等で水を汲んだりして管理をしておったのですが、なかなかそれがやりにくくなったので、借受人の方がまとめてやるという話になっております。借受人は同じく年間 150 日以上農作業に従事しており、周辺農地に悪影響を与えないように頑張っております。内容も促進計画案のとおり特に問題ないと判断します。以上です。

議長代理 議案第 8 号、番号 15 番から 17 番について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長代理 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 8 号「四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」番号 15 番から 17 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長代理 挙手全員であります。よって、議案第 8 号「四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」番号 15 番から 17 番は、原案のとおり可決されました。19 番太田祥一委員の除斥をとき、入室をしていただきます。

議長代理 太田祥一委員、番号 15 番から 17 番は原案のとおり可決されました。議長を交代します。

議長 続いて、日程第 8、議案第 9 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案 9 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」説明いたします。議案書 14 ページ、添付資料は 102 ページからとなります。議案書に書かれています権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。

登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。ご審議、ご決定をお願いいたします。今月は窪川地域の 1 件です。

番号 1 番について説明します。番号 1、川ノ内字田中屋式 176 番、地目畑、面積 155 ㎡です。登記目的、所有権移転、法務局受付日、令和 7 年 5 月 15 日、登記原因 昭和 60 年 9 月 18 日時効取得とする登記がなされた通知がありました。担当委員と確認をし

たところ、過去に権利者と義務者同士で農地同士を交換する話し合いがなされていたもので、このたび義務者も高齢になったことから、自分たちのうちに登記まで終わらせようという話になり、登記に至ったそうです。現地は添付資料 105 ページの写真のとおりで権利者が管理しています。説明は以上です。

議長 議案第 9 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足をお願いします。番号 1 番について。26 番甲把雄委員。

26 番 権利者の方から 6 月 4 日に話を伺いました。事務局より説明があったとおりで重ねてになりますが、権利者の方が動けるうちに、義務者の方が話ができるうちに登記まで済ませたいと話されていました。現地の現状も確認し、特に問題ないと思います。以上です。

議長 議案第 9 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 9 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 9 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9、その他の件について議題とします。
事務局何かありませんか。

事務局 その他 農地利用状況調査等について説明します。

農業委員会では、毎年 7 月から 8 月にかけて、農地法第 30 条の規定に基づき、町内すべての農地に対して「農地利用状況調査（農地パトロール）」を行うこととされています。遊休農地の発生防止・解消は最適化活動としても重要とされていますので、委員の皆様には毎年ご苦勞おかけしますが、ご協力よろしくをお願いします。

それでは調査方法についてご説明します。お配りしました、「令和 7 年度農地利用状況調査等に当たって」をご覧ください。まず、調査期間は毎年同じ期間ですが 7 月から 8 月末の間に実施していただきますようお願いいたします。次に、調査の内容についてですが、各委員さんの担当区域、全ての農地について調査をお願いします。全ての農地が対

象になるんですが調査のポイントとして3点あります。

1点目、「遊休農地」の調査をお願いします。遊休農地がありましたら、お配りしています「利用状況調査表」に記入してください。農地情報についてはわかる範囲での記入で構いません。地番等を調べていただき、記載例のようにご記入をお願いします。去年と少し様式を変更させてもらって、状況と位置に選択肢を設けました。該当するものに○をお願いします。

遊休農地の位置づけですが、遊休農地は、1号遊休農地（いわゆるA分類）と非農地判断の農地（いわゆるB分類）に分けられています。1号遊休農地について、実際は緑区分と黄色区分に分けられるんですが、黄色区分については基盤整備事業などの整備が必要なものとしますので四万十町としては一括して緑区分として処理します。状態としては「再生利用が可能な荒廃農地」とされ、判断基準としては「過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、今後も農地の維持管理（草刈等）や農作物の栽培が行われる見込みのない農地。」となります。年1回程度草刈をして管理していると思われる農地は、該当しませんので、農地の状況によりご判断をお願いします。

次に非農地判断（いわゆるB分類）の農地とは、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とされ、「森林化し、農地に復元する為の、物理的な条件整備が困難な農地、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用する事ができないと見込まれる農地。」となります。こう書いていますが、そのさび分けがむずかしい方もいらっしゃると思いますので、例ですが、写真を付けさせてもらっています。この写真だけでは判断が難しいと思いますが、これを参考にしてもらって、調査表に記入して提出してください。配布資料の中に担当地区のB分類一覧表をお配りしています。その一覧表を見ていただいてその中に入っていない農地を調査表に記入するようお願いいたします。また、これまでの調査でA分類となっている農地については、今回の調査でも必ず状況を確認するようにお願いします。該当のある委員さんには、別途調査表をお渡ししていますのでよろしくお願いします。

それから2点目のポイントは農地法3条・利用権設定の許可のあった農地の利用状況の確認。3点目のポイントは、違反転用の確認。3点目については、確認できる範囲でお願いします。調査の結果、A分類・B分類とも無い場合、B分類のみで去年と変更ないという場合は、調査書の提出は不要ですが、必ず農業委員会までその旨をお伝えください。その他、地番がわからないとかでなにかありましたら事務局の方にお問い合わせください。それから赤字でも書いておりますが、調査表とは別に活動記録簿への記入もお願いします。活動記録簿へは遊休農地の発見・未発見に関わらず、調査した場合、記入をお願いしたいと思います。

次の利用意向調査についてですが、今回調査の結果、1号遊休農地（A分類）となった農地について、今後の活用意向を所有者の方に確認する取り組みとなります。すでに去年からA分類の農地がある委員さんについては、意向調査票も併せて添付しています。これについて説明をさせていただきたいので、該当している6名の委員さんは総会后少し残っていただくようお願いいたします。今年、新規でA分類の農地が出てきた場合については、個別にご説明させていただきますのでよろしくお願いします。委員の皆様にはご苦勞おかけしますが、ご協力よろしくお願いします。以上簡単ではありますが説明を終わります。

議長 何か分からない事や質問はありませんか。27番廣田智之委員。

27番 A分類について説明されていて、年1回、草刈りをやっていますよと。草が伸びて全然何も作ってないんですけど、草刈りをしていますよというところは該当しないって言われましたけど、例えば地域で田んぼの隣接しているところを、地域で草が伸びているから刈りましょうよってそういう場合はどうなるんでしょう。

事務局 本来はですね。その利用状況を調査してから利用意向調査になるので、利用意向調査をするっていうことは、その人に耕作の意志があるかどうかというところを確認するわけなので、そこは地域の人が草を刈りようっていうことは、本来せんといかん人はしてないっていうことになるので、そこも遊休農地の状況になるとは思いますけど、その農地の状況にもよりますが遊休農地という形で考えてもらってもいいんじゃないかなとは思っています。

事務局 すみません補足で、中山間とかですね、多面とかやっている地域やったら、遊休農地ということになってくると問題が出てまいかんで、そこはその農地の状況に応じて判断してもらったとは思っています。すみません抽象的なところで。

議長 21番岡村博晶委員。

21番 4年に1回ぐらい草を刈って使えるぐらいにして、またしばらくして、そういう所が一箇所あるんですわ。そういうのはA分類にしようにも、A分類にもできんしそういうのはやっぱりどういう風にしたらええんですかね。

事務局 聞かれた内容にそのまま回答するとしたら、多分、A分類が3年続いて解消されたみたいな形になるんじゃないかなと思います。

議長 何か他にありませんか。

議長 なければ、その他の件については終了いたします。これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年度 四万十町農業委員会6月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時35分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和7年 月 日

会 長

署名委員 4 番

署名委員 25 番
